

町内の鳥獣被害と対策

今回の特集は、町内の鳥獣被害の現状を知っていただき、有害鳥獣の駆除に向き合う町猟友会の活動などを紹介します。

問い合わせ先 産業経済課耕地林務係(32) 3113



鳥獣の残した被害など

有害鳥獣とは

有害鳥獣とは、人や農作物、家畜などに被害を与える野生動物で、ハクビシン、タヌキ、ミンク、キツネ、アナグマ、イノシシ、ニホンジカなどです。

鳥獣の被害

こうした鳥獣は、レタスやトウモロコシ、水稲などさまざまな農作物に被害をもたらします。

鳥獣別では、ニホンジカ、イノシシによる農作物の被害が大半を占めています。近年はツキノワグマによる被害も出ています。

ツキノワグマは餌が不足すると民家や畑などに設置してある生ごみ処理機(コンポスト)の中にある残飯なども食べるため、生ごみ処理機が壊される被害も発生しています。令和元年度の町内における農作物の被害量は約60トン、被害金額は約780万円にのぼります(表1)。

鳥獣の生態

- ニホンジカ
 - 寿命は平均で4年程度
 - 草原または森林に生息し、町内の山間部全域に生息
 - 2歳(状況により1歳)で出産できるようになり、年平均1〜2頭を出産することができ、繁殖力が高い
 - ジャンプ力は2メートル程度



畑を歩くニホンジカの群れ

○警戒心が強く、臆病な動物
○主にイネ科の草やドングリ、ササなどを食べるが、ほとんどの植物なら食べることができる

令和元年度 町内における野生鳥獣による農作物の被害状況(表1)

種類	被害農作物	被害面積(m ²)	被害量(kg)	被害金額(円)
ニホンジカ	レタス	14,540	49,294	5,816,691
	非結球レタス	1,680	3,652	467,470
	ズッキーニ	1,500	2,175	854,775
イノシシ	レタス	1,660	5,610	662,033
ハクビシン	トウモロコシ	40	28	4,508

- イノシシ
 - 寿命は平均で5年程度
 - 低山帯から平地(主に森林内)に生息する
 - 年平均3〜5頭出産し、春と秋の年2回出産する場合もあり、繁殖力が高い
 - 草木の実や茎や根、落ちたドングリ、ミミズや昆虫類などを食べる
 - 警戒心が強く、一度食べたエサ場を忘れないなど記憶力も高い
- ハクビシン
 - 住宅(寺院、一般住宅など)の屋根裏などに住みつく
 - 年2回程度、1〜4頭出産する
 - 雑食性であるが、特に果実や野菜を好んで食べる

町猟友会と捕獲事業

町猟友会は、男性22名、女性2名の24名で活動しています。

町から鳥獣捕獲の許可を受け、ニホンジカやイノシシなど有害鳥獣の駆除をしており、令和元年度は合計で130頭を捕獲しました。また、環境省や町からの委託を受け、浅間・湯の丸山麓国有林内のニホンジカの駆除も実施しています。

防護柵の設置

「農業被害を出してはいけない」ということが町猟友会の第一の活動。ただ、近年は頭数も増えているため、農業者の皆さまも防護柵を設置するなどの対策をしてもらわなければならぬ」と会長の北迫さん。町猟友会では、鳥獣による被害があった場合は、現場を確認の上、わななどを設置しますが、防護柵が設置されていないと侵入箇所がわからないため、わなを設置することができません。

農業者の皆さまは、鳥獣による被害を未然に防ぐため、自己防衛として、畑に防護柵

猟銃の使用

猟期中は狩猟に猟銃を使用します。

町猟友会では、猟銃による事故を未然に防ぐため、射撃講習会を開催したり、長野県猟友会主催の安全狩猟実技訓練講習会へ参加したりするなど、射撃技術や取り扱いマナーなどの資質向上に努めています。

年度別捕獲頭数	シカ	イノシシ
平成27年	84	13
平成28年	82	28
平成29年	113	21
平成30年	119	17
令和元年	115	15

町猟友会による年度別捕獲頭数(表2)



狩猟パトロールの様子

11月15日から狩猟解禁

長野県では、11月15日から令和3年2月15日までが狩猟期間となります。

解禁日には、長野県、町、警察署、町猟友会、鳥獣保護管理員等の関係者が参加し、初猟パトロールを実施しました。

捕獲従事者の確保

「町猟友会の会員は決して

パトロールでは、狩猟者登録証および銃所持許可証の確認、狩猟して良い場所かどうかの確認などをしました。

多い人数とはいえず、平均年齢も、年々上がってきている」と会長の北迫さん。捕獲には、技術が必要であり、熟練者から捕獲技術を継承しなければなりません。捕獲技術を持つ会員がそのまま減少していくと、捕獲できる頭数が減ってしまい、有害鳥獣による被害が拡大してしまいう可能性があります。町では捕獲従事者確保のため、町猟友会への入会を条件とした狩猟免許取得の補助をしています。

狩猟免許(わな猟・猟銃)取得者を支援します

狩猟免許取得に要した費用を補助

対象者

- 町内に居住し、住所を有する方
- 町税等に滞納がない方
- 狩猟免許を取得した方
- 町猟友会員として捕獲活動に従事する方

対象となる経費

試験手数料、講習会受講料およびテキスト代、診断書手数料

補助金額

狩猟免許取得に要した1/2の金額(上限6,000円)

※詳細は、産業経済課耕地林務係までお問い合わせください。